

「清津川ダム」問題

佐藤守正

一、はじめに

清津川はその源を長野・新潟県境の山・苗場山に発し、上流部分は湯沢町の南西部をかすめるように通り、中魚沼郡中里村を流れて信濃川に合流する支流である。湯沢町と中里村とが接する部分から下流十キロメートルほどは、上信越高原国立公園・名勝清津渓谷を成している。

清津川ダム計画は、その清津渓谷の入り口の部分に、ダム堤高百五十メートル、総貯水容量一億七千万トンの巨大ダムを作ろうとするものであり、湯沢町の旧三俣村(三俣・八木沢・大島の三集落)計百十世帯ほどが水没するという計画である。国土交通省の直轄ダムで、計画時の予算は二千五百億円である。

この事業は、二千年秋の与党三党の公共事業見直しで一旦は中止勧告を受けたのであるが、推進派はその後巻き返して、北陸整備局事業評価監視委員会から「実施計画調査は継続」との答申を引きだした。しかし、「中止または規模の縮小を含めた再検討を専門家で組織する委員会で行うべし」という付帯決議がつく厳しい答申であった。今は、十一月までという期限がついた専門委員会の結論を待っているところである。

二、清津川ダムが持つ問題点

1. 水が欲しいという要望は激減

昭和五十五年七月、県知事は下流利水地域の要望をまとめて、清津川ダム計画に対する利水要望を毎秒三十五トンとして北陸地方建設局長へ申請した。それに

よってこのダムの規模が計画されたのである。しかし平成十年八月の再調査では、それがわずか二トンにまで減っていたというのは、あまりにも有名な事実である。

その平成十年の調査では、新規の農業用水と十日町の水道用水の要望がいずれも検討中になっており、その二つの数値は未定であった。それが加わればもっと増えるはずだから、というのが清津川ダムは必要だとする論拠の一つになっていた。

しかしその後、平成十一年度に再調査した新たな利水要望が明らかにされ、そこには検討中であった農業用水と十日町の水道用水の数値が加えられていた。それによれば、水道用水の合計は毎秒一・七七二トン。平成十年調査に比べてわずかに〇・〇六七トン増えただけ。工業用水は毎秒〇・三四一トン。これは逆に〇・〇〇四トン減っていた。

問題なのは、初めて明らかにされた農業用水。建設省の資料によれば、不思議なことにこの数値だけは毎秒何トンとして表示されておらず、「西蒲原地区の農業用水として、新たな利水水量が要望されている。農業用水約一千五百万トン」となっている。蒲原平野の水

田で年間一千五百万トンの水を使うとしたら、百日分の灌漑用水として毎秒一・七トンに当たると計算してくれた学者が居るので、いまはそれを借用したい。

以上の水道、工業、農業用水の数値を合計すれば三・八一三トンである。二トンが三・八一三トンには増えたが、三十五トンの利水を計画したダムがわずか一割の三・八トンになったわけだから、評価監視委員会からダムの規模を見直せという付帯意見が出るのは当然である。市民団体も、これではダム計画自体が成り立たないと批判している。

2. 洪水対策は、ダムより森林

ある河川学者は、清津川ダム上流の基本高水流量の数値を意図的に多くし、そのことでこのダムの治水効果を大きく見せようとするごまかしがあると指摘している。

信濃川の治水計画を立てるときの基準点は小千谷である。小千谷に至るまでに信濃川は長野県を縦断している。その流域面積は河川便覧によれば九七一・九㎞²。それに対して清津川ダムの流域面積は一九三㎞²、基準地点小千谷の流域面積全体のわずか二％にしかあたら

ない。つまり常識的に考えても、清津川ダムは二%の治水効果しかないというべきである。これは治水流量を観測する際の誤差程度のもので言っている。

国土交通省の資料によれば、清津川ダムというのは、「洪水の際、基準点小千谷で毎秒二千五百トンの水を調節するための上流ダム群の中に位置づけられる」となっている。つまり、清津川ダムはこれから作られる信濃川上流のダム群の中の一つであり、それらのダムが全てできたときに、百五十年に一度という洪水も制御できるというのである。

上流ダム群で毎秒二千五百トン調節するというのは、二億六千万トンの水を溜めるダム群を作ることである。清津川ダムの貯水容量は六千万トンだから、清津川ダム以外に二億トンのダムを造らねばならぬ計画である。河川工学の学者に言わせれば、信濃川の上流にそんなダムを造ることは不可能に近く、それは頭から非現実的な計画なのだそうだ。清津川ダムというのは、およそできそうもない計画の一部としてやられようとしているのである。

また国土交通省は、清津川ダムの渇水対策の必要性も説いているが、平成六年の夏の渇水時も、入広瀬の

黒又第一・第二ダムの水を発電目的以外の緊急放流で対処していた。下流市町村で水道の減圧給水という事実はあったものの、断水で住民が困ったということとはなかったはずである。

どだい環境破壊の結果である気候変動、それで起きる渇水や洪水を、環境をまた破壊し、ばく大な予算を使うダムを造って防ごうとする発想そのものが間違っているであって、清津川上流・苗場山麓の笹原にブナ林を再生させるために予算を使った方が、よほどの洪水・渇水対策になるというのは明らかである。ダムによる洪水抑止機能や貯水機能より、森林すなわち「緑のダム」のそれの方がはるかに大きな力を持つのである。

3. 環境破壊が大きすぎる！

ダムに貯められた水は濁る。またその下流の水量が極端に減らされる。工事中の掘削土砂の流出は水を汚染し、国立公園・天然記念物の清津峡は瀕死の傷を受けるであろう。

また清津川が溪谷に入る直前の地点にはやや広い河川敷があり、見事なブナの大木が林をなしている。そ

れがその周辺の斜面の膨大なブナ林とともに水没するのである。

清津川上流の太古からのブナなどの自然林は、スキー場の開発と、営林署の経営を維持するためという全く馬鹿げた理由とにより、そのほとんどが伐採され笹原と化してしまった。わずかに残された清津溪谷周辺のブナ・トチ・ミズナラなどの自然林を惜しむ声は、自然保護団体のみならず、自然を愛する全ての人々の声である。

日本野鳥の会によれば、この林の中には、イヌワシ、クマタカなどの猛禽類の生息が確認されている。それらの猛禽類は「種の保存法」によって、その周辺での開発行為を禁止されているだけでなく、そこに立ち入ることさえも規制されるほどの保護を受けているのである。

またこの林にはレッドデータブックに載っている雪国の全てのは乳類が集まっていると言われる。しかし周辺はすべてスキー場として開発され、彼らには逃げ場がない。まさに清津溪谷周辺は、湯沢に残る唯一の自然保護区とも言うべき場所である。

ここに一九七三年に作られた「清津川ダム計画に関

する学術調査報告書」があるが、その「地形・地質」の部分には次のように書かれている。曰く「ダム建設による清津川流域の地下水面の上昇にともなって起る岩石の崩壊の促進、特に浸透水の増大による岩石の粘土化。その結果、山腹斜面および河岸の崩壊が活発化するであろう。」

この報告書は、その他多くの環境への悪影響を列挙したうえ、「以上の事項から判断すれば、清津川ダム建設についての社会的必要性、緊急性が具体的に立証されないかぎり、極力、その建設は避けるべきものと考え」と結んでいる。

4. 観光地にはなりえない

湯沢町長は、湖面利用の観光開発に多大な期待をかけているが、はたしてダム湖がその期待にこたえてくれるのだろうか。

国土交通省が公表したダム計画によれば、洪水の際の最高の水位は六五七m、常時満水位は六四〇m。その差は十七mもある。洪水調節が目的のダムだから、出水期の前は大きく水位を下げておくはずである。猿ヶ京の赤谷湖のような醜い湖岸をさらした湖になるだ

ろう。そうでなくてもダムは何十年か後には土砂に埋まってしまい巨大な産業廃棄物になるのである。

全国の多くのダム湖が観光資源としての期待をかけられながら、ほとんどその期待には応えていないという現実を重視すべきである。私は、ダム湖に沈んでしまう予定のトレッキングコースにこそ注目すべきであると考ええる。そこを歩いた多くのハイカーたちの、見事なブナ林への称賛の声は町民の耳にたくさん届いている。

湯沢は、大規模な国有林の伐採やバブル期のスキー場拡大で多くの自然を失ってきた。しかしダム予定地のこのトレッキングコースには奇跡的と言っているほどの豊かな自然が残っている。ここには雪国に生息するほ乳類、昆虫類、両生類のほとんどの種類が見られるのである。その豊かな生態系があるからこそ、その頂点に立つイヌワシなどの猛禽類が今でも生き残っているのだ。周辺がすべて開発されてしまっていることから、この地は動植物にとっては最後の砦、駆け込み寺のような場所と言っている。

これからは、原生的な豊かな自然環境を残している土地にこそ、多くの人が集まる時代である。この地域

の自然を積極的に生かしていくことこそが、これからの湯沢の観光の柱になるべきである。開発による観光地づくりではなく、太古からの自然そのものを観光資源にすべきである。

5. 二千五百億円の無駄づかい

清津川ダムは黒部川ダムに匹敵する規模のダムであり、国土交通省最後の大ダムと言われている。建設の費用は二千五百億円。その三分の一を県が負担せねばならない。しかし多くのダム工事がそうであるように、完成時には当初予算の二ないし三倍の経費になってしまふ。県職員の給与のカットまで噂されるような県の赤字財政がこれを担うとしたら、福祉予算を初めとするその他の予算に大きなしわ寄せがいくことは必至であらう。

また、町の持ち出しも多額になる。移転地の地域整備は県の仕事だが、十分な整備はしてくれないだろうから、その分、町が負担することになる。

それだけでなくとも社会資本の投入が遅れている水没予定地域に、ダムに頼らない地域整備に予算を投ずるほうがずっと効果的な使い方ではないだろうか。

6. 地元には反対者が多い

清津川ダム事業の実施計画調査が生き返った最大の理由は、地元の受け入れ準備が進んでいるからということであった。地元ダム対策協議会が生活再建案や地域整備計画の地元案を作って近く国・県に回答するという動きをもって、マスコミは、地元が受け入れに動いていると伝えていた。

しかし、その動きは表面には出てこないが、ダム反対、ここを動かたくないという住民はたくさんいる。

昨年十一月、平山知事が現地視察に初めて訪れたその直後、三俣のある方が県企画調整部長宛に出した匿名の手紙の内容を知る機会を得たが、それには「反対者は三分の二もいる」と書かれ、最後には「反対者一同」と結ばれていた。

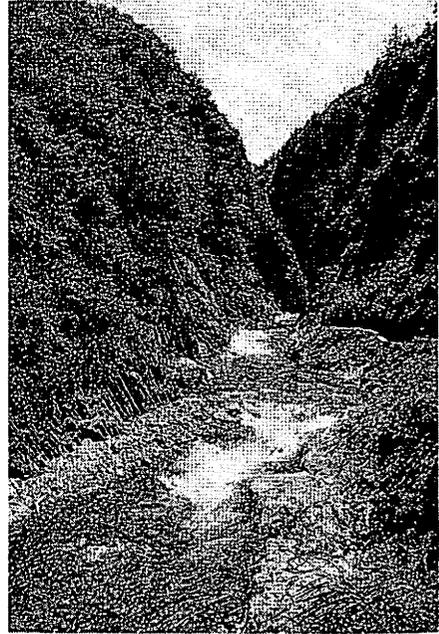
水没予定地域の人々は、この問題が起きて以来、三十五年にもおよぶ長い年月の国家権力とのたたかいに疲れ、あきらめ始めているかにもみえる。しかし自ら望んで住み慣れた土地を手放したいと思っている人は極少数であろう。反対の厳しい動きがないからと言って、受け入れられていると見るのは誤りである。

三、ダム建設をめぐる動きの現状

ダム直下流の中里村は村長が反対声明を出し、加えて議会は今年の三月議会で反対決議を上げた。その後も議会はダムが作られたがために汚れた河川の現地視察を行って、反対の意思をますます固めている。また、清津峡を訪れる観光客を待つ清津峡温泉の旅館組合や中魚沼漁業組合などが、反対署名運動を始めている。

一方、湯沢町の水没予定地住民組織・ダム対策協議会は三月末臨時総会を開いて、かねてから検討中だった国・県の生活再建案・地域整備案に対する回答書を地元として確認の上、国・県に提出した（その確認総会の出席者は総数一一九世帯中、四七世帯。委任状一九を加えてかろうじて成立）。それを受けて湯沢町長は三俣集落内に「生活再建相談所」を設置し、役場職員をそこに派遣して受け入れの雰囲気を高めようとしている（相談に訪れる人はほとんどいないようだ）。

北陸地方整備局事業評価監視委員会がその答申で設置を要請した「清津川ダム専門委員会」は、その第一回の委員会をようやく七月十二日に開いた。その会は市民団体などからの強い要請にもかかわらず非公開で



清津峡の上流部、ここにも清津峡の大景観・柱状節理が見えている 01/06/21

あった。しかし構成委員への個別の働きかけが功を奏し、第二回目の委員会（八月二十二日午後・於万代シルバーホテル）は一般公開され、六十名ほどの傍聴者が集まった。この委員会がどのような結論を出すかが注目される場所である。いずれにしろ、今年中に急展開するという情勢である。

ダムは膨大な国費のむだ遣いであるだけでなく、自然の摂理に反する施設と言わねばならない。川は時々氾濫・濁水を繰り返しながら流れを浄化し、物質を循環（木の葉などの栄養物の流下と魚類の遡上）させながら生態系を維持しているものである。ダムを造ってその循環を阻止し、水の流れを一定にしたときからその川の汚染・川の死が始まる。その上、百年たてば排砂で埋まりダムの寿命は終わる。その巨大な産業廃棄物を処理することは困難である。

人が川を制御しようということは、大きなしっぺ返しを覚悟せねばならない傲りであることを、悟るべきときではないだろうか。

（おとう もりまさ・湯沢町議会議員）